



山形県公報

平成26年1月21日（火）
第2513号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…23
- 土地改良事業施行の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…24
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 事業の認定……………（用地課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…26

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第41号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成26年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称              | 所 在 地          | 認 定 期 間                     |
|------------------|----------------|-----------------------------|
| 山形市立病院済生館        | 山形市七日町一丁目3番26号 | 平成26年2月1日から<br>平成29年1月31日まで |
| 公立学校共済組合東北中央病院   | 山形市和合町三丁目2番5号  |                             |
| 医療法人篠田好生会篠田総合病院  | 山形市桜町2番68号     |                             |
| 医療法人社団松柏会至誠堂総合病院 | 山形市桜町7番44号     |                             |
| 吉岡病院             | 天童市東本町三丁目5番21号 |                             |
| 北村山公立病院          | 東根市温泉町二丁目15番1号 |                             |
| 米沢市立病院           | 米沢市相生町6番36号    |                             |
| 三友堂病院            | 米沢市中央六丁目1番219号 |                             |
| 医療法人舟山病院         | 米沢市駅前二丁目4番8号   |                             |
| 医療法人本間病院         | 酒田市中町三丁目5番23号  |                             |
| 鶴岡協立病院           | 鶴岡市文園町9番34号    |                             |

**山形県告示第42号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成26年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
最上川土地改良区（農業基盤整備促進事業：島田地区）
- 2 認可年月日  
平成26年1月9日

**山形県告示第43号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年1月21日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成26年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長     |
|------------------------------------------|------|-------------------|---------|
| 最上郡大蔵村大字清水字熊高267番3から<br>同 大字南山字家ノ下12番8まで | 旧    | 14.6メートル<br>} 6.4 | 663メートル |
| 同 上                                      | 新    | 18.2メートル<br>} 9.0 | 同 上     |

**山形県告示第44号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
山形市
- 2 事業の種類  
山形市本沢コミュニティセンター建設事業及びこれに伴う農業用水路改修工事
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 山形市大字長谷堂字御手作地内  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由  
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市本沢コミュニティセンター建設事業（以下「本体事業」という。）は、地域住民の自主的な地域づくり活動の拠点施設であるコミュニティセンターの建物を改築するものであり、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する農業用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件

を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 従来の地区公民館は、使用機会の公平性による画一的な運営等により、地区の独自性や特性を生かした様々な取り組みにおいては対応が制限される場合があった。コミュニティセンターは、これまでの制限等を排除し、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援し、地域の連帯意識を高め、世代間の交流を深めることを目的とし、山形市コミュニティセンター条例の規定に基づき平成23年度に地区公民館から移行したものである。

また、コミュニティセンターは、自然災害時には、臨時に生活する場所としての収容避難所の機能も有している。本沢コミュニティセンターについても上記の機能が期待されるが、築後38年が経過し、建物全体の老朽化が著しく耐震性に不安があり、災害時の安全確保の点から大きな課題を抱えている。

本件事業は、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援するという目的を達成するため、また、防災拠点としての機能を確保し市民の安全・安心を守るため、敷地を拡張し建物を建設するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音に十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) イで述べたコミュニティセンターの機能を備えた建物の建設に必要な面積及び必要最小限の駐車スペースを確保できる面積をもつこと。

(ロ) 現在の敷地に隣接していること、又は現在の敷地の近辺であること。

(ハ) 交通の利便性に優れていること。

(ニ) 上水道の給水及び下水道の排水等が容易であり問題がないこと。

(ホ) 周辺住民への騒音等の環境面に問題がないこと。

(ヘ) 整備にあたり、造成工事費等、経済性に優れていること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、現在の敷地を拡張して建設するため利用者の混乱を来さないこと及び補償や造成に係る経費も他の候補地と比較して低額であること等から、最適と認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 本沢コミュニティセンターは、築後38年が経過し、建物全体の老朽化が著しく耐震性に不安があり、災害時の安全確保の点から大きな課題を抱えている。

また、現施設は少ない部屋数に対し利用者は多く、利用時間帯を調整しながら対応しているところである。加えて、来館する利用者の大半は車を利用しているため、現在の駐車スペースでは不足しており、まちづくり団体等の集会やサークル活動の際、あるいは健康診断のバスを駐車する際等に苦慮している状況であり、地域住民に不便を来している。

一方、本沢コミュニティセンターは、風水害時に避難するための場所であるとともに、災害が一段落した後、家を失った市民が臨時に生活する場所である「収容避難所」として、更には勤務時間外における市職員災害発生時の「参集場所（防災拠点）」としての機能も有しているところだが、耐震性の面から市民の安全・安心の確保に不安がある。

以上のことから、本件事業は、地域住民の利便性を向上させるため老朽化や狭あい性を解消するとともに、東日本大震災を教訓に収容避難所としての機能の充実を図り、また防災拠点として施設の耐震化を図ることにより市民の安全、安心を確保する等、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものは存在せず使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第45号

次の開発行為は、完了した。

平成26年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成25年11月20日 指令置総建第54号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字三百地564番、566番1、567番2、574番16、564番地先道の一部、574番16地先道の一部、574番16地先水路の一部

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字横町浦737番1、737番8、737番61、738番9、738番11、738番12、745番3、745番4、746番2、746番8、738番9地先水路

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
ダイワロイヤル株式会社

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                  | 正                  |
|------------|------------|-----|----|--------------------|--------------------|
| 平成25. 5. 7 | 第2441号     | 598 | 6  | 菅原 智               | 斎藤 悌一              |
| 同          | 同          | 同   | 6  | 同 馬渡字道東192番地       | 同 高坂字楯ノ下61番地       |
| 同          | 同          | 同   | 8  | 今野 清治              | 今野 清治              |
| 同          | 同          | 600 | 2  | 今野 清治              | 今野 清治              |
| 同          | 同          | 同   | 6  | 齋藤 悌一              | 齋藤 悌一              |
| 同          | 同          | 同   | 20 | 志田 敏男              | 志田 敏朗              |
| 同          | 同          | 同   | 20 | 東田川郡三川町横山字西上田元18番地 | 東田川郡三川町横内字西上田元18番地 |